

保護者様

お子様の症状はいかがでしょう。「インフルエンザ」「新型コロナウイルス感染症」に感染した児童生徒は、学校保健安全法の規定により出席停止になります。その間は、学校を休んでも欠席扱いにはなりません。症状が改善しましたら、保護者の方で(1)～(5)に記入及び署名のうえ、再登校の際にこの「罹患報告書」を学校にご提出ください。

罹 患 報 告 書

久米南町立久米南中学校 | 年 C組 5番 氏名 久米南 太郎

(1) 疾患名 「インフルエンザ」 新型コロナウイルス感染症

* 該当を で囲んでください。

(2) 発症日(発熱・せき・鼻水等、体調不良症状が出た日) 令和 7年 5月 11日

(3) 受診した医療機関名及び受診日

医療機関 久米南病院 受診日 令和 7年 5月 12日

(4) 解熱日または症状軽快日 令和 7年 5月 14日

(5) 状況 にチェックをしてください。1, 2両方にチェックができれば登校できます。

	「インフルエンザ」	「新型コロナウイルス感染症」
1	<input type="checkbox"/> 発症日の翌日から5日を経過しました。	<input checked="" type="checkbox"/> 発症日の翌日から5日を経過しました。
2	<input type="checkbox"/> 解熱した日から2日を経過しました。	<input checked="" type="checkbox"/> 症状が軽快して1日を経過しました。

上記のとおり報告します。

令和 7年 5月 17日 保護者氏名(署名): 久米南 花子

【インフルエンザの出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日(幼児にあっては3日)を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 症状が軽快した後1日を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

※みなし陽性の場合は、医療機関から連絡を受けた日とする。

ただし、どちらの感染症も症状が続いている場合は、治癒するまで再登校できず、出席停止の継続となります。

◆この「罹患報告書」は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入や証明をしていただく必要はありません。ご理解、ご協力をお願いいたします。